

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面(8)

平成31年3月13日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	三品 純

第1 「第2 請求の原因に対する認否および反訴被告らの反論」について

1 「1「1 反訴請求の趣旨1の原因」について」について

(1) 「(2)「(2)」について」について

争う。

反訴原告宮部は、反訴被告らによる学問の自由、表現の自由、人格権、差別されない権利に対する侵害による精神的損害に対する慰謝料を求めている。反訴原告三品は反訴被告らによる訴権の濫用、業務妨害に対する慰謝料、損害賠償を求めている。

損害及び損害額の立証主張は既に行っている。

(2) 「(3)「(3)」について」について

争う。

最高裁判所昭和 43 年 12 月 24 日判決・民集 22 卷 13 号 3428 頁によれば、次のとおりである。

「仮処分命令が、その被保全権利が存在しないために当初から不当であるとして取り消された場合において、右命令を得てこれを執行した仮処分申請人が右の点について故意または過失のあつたときは、右申請人は民法七〇九条により、被申請人がその執行によつて受けた損害を賠償すべき義務があるものというべく、一般に、仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、右申請人において過失があつたものと推認するのが相当である。」

仮処分命令に対する異議の手続きは反訴被告らのいう通り終結しているが、本案訴訟はそれとは別のものであり、本案訴訟の結果により反訴被告らの行為は不法行為となる。

2 「2「2 反訴請求の趣旨2の原因」について」について

(1) 「(2)「(2)」について」について

争う。

反訴被告らは反訴原告宮部龍彦が部落出身者であることについて認否していないため、反訴原告宮部龍彦が部落出身者であると自白したものである。

反訴被告らは「表現の自由や学問の自由も他の人権との調整のために内在的制約に服する」としているが、いわゆる「二重の基準の理論」が知られているように、表現の自由や学問の自由等の精神的自由権の制限は他の権利の制限よりも厳格になされなければならない。特に本件では「部落

はどこにあるか」という部落問題の核心部分の情報の扱いを制約しようとしており、誰が部落出身者なのかということをも本人さえ把握できない状態を惹き起こしているし、部落問題についての知識、議論、歴史さえも反訴被告らがほしいままにするもので、政治的な議論や訴訟の遂行さえも事前規制してしまっている。

また、反訴被告らは「反訴原告らの主張は仮処分決定に続く保全異議審尋等でも議論がつくされており」等と主張するが、保全異議審尋は本案訴訟とは全く別のもので、裁判所による審理の目的も基準も異なるものであることから、議論がつくされたことにはならない。

(2) 「(3)「(3)」について」について

反訴被告らは認否をしていないが、これは人格権を根拠とした反訴被告らの権利の主張が無理筋であることを反訴被告らが認めたことである。

説明を補足すると、原告らの主張は、部落の地名を公表することは、部落出身者の人格権を侵害するというものである。人格権とは個人の人格的利益を保護する権利のことであるのだから、全国の部落の地名を公表されない権利を全国の部落出身者が共有しているという奇妙な考え方をしなければならぬ。そして、その制約に部落出身者も服さないといけぬということは、人格権という考え方からすれば極めて奇怪な考え方である。

(3) 「(4)「(4)」について」について

反訴被告らは認否をしていないが、これも人格権を根拠とした反訴被告らの権利の主張が無理筋であることを反訴被告らが認めたことである。

説明を補足すると、被告らが既に多数の証拠を提出している通り、原告解放同盟らは部落について研究し、地名を含めて公表する行為を繰り返してきて、そのことを本件でも正当化している。しかし、同様の行為を

行えば、たとえ部落出身者であろうと差し止めをされるわけである。同種の差し止め訴訟が原告解放同盟らに対して行われ、それが認められることは考えづらいことから、結局は部落についての研究をしたければ、原告解放同盟らに服従しなければならないということになる。同様のことは部落問題が関係しなければあり得ないことで、極めて不公平で、不正で、異常で異様なことである。

(4) 「(5)「(5)」について」について

争う。

仮処分決定と本案訴訟は別個のものであり、仮処分決定が確定しても「反訴被告らによる仮処分申立」が違法になる余地がなくなるということにはならない。

(5) 「(6)「(6)」について」について

争う。

最高裁判所昭和 43 年 12 月 24 日判決・民集 22 卷 13 号 3428 頁によれば「一般に、仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合」には特段の事情がない限り仮処分申請をした者に過失があると推認される。

3 3 「3 反訴誇求の趣旨3、4の原因」について

(1) 「(1)「(1)」について」について

争う。

民事訴訟法159条1項は「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみ

なす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りでない。」であり、「被告三品は本件に係るいずれの行為にも関与していない」ということは、反訴原告三品が否認していることに他ならず、現に反訴を提起していることから、反訴被告らによる主張について自白したとみなすことができる余地はない。

(2) 「(2)「(2)」について」について

争う。

前述の通り、反訴被告らによる主張について自白したとみなすことができる余地はない。

(3) 「(4)「(4)」について」について

争う。

反訴被告らの反訴原告三品への提訴は違法なものである。また、仮処分は前述の通り別個のものであり、なおかつ反訴原告三品への提訴とは全く無関係なものである。

陳述書のとおり、反訴被告川口泰司の違法行為により反訴原告三品は損害を被っており、それに対する損害賠償を請求しているものである。

第2「第3 反訴被告らの主張」について

争う。

現に反訴原告らは損害を被っており、仮処分決定は本案訴訟とは別個のものであるから、本件反訴の提起は訴権の濫用にあたらぬ。

以上